

平成22年度鳥取県環境審議会(第2回)議事録

日時:6月28日(月)14:00 - 15:10

場所:ホープスターとっとり 7階 銀河の間

事務局
(平木主幹)

それでは、定刻となりましたので、只今より、平成22年度鳥取県環境審議会第2回を開催させていただきます。開会に先立ちまして生活環境部長よりご挨拶を申し上げます。

法橋部長

今日は、本当に蒸し暑い中、皆様、ご多忙中にも関わりませず多数ご出席いただきましてまことにありがとうございます。5月8日で前の審議会の委員の任期が満了になりまして、今回は新たな任期の出発という第1回目の会合ということになります。5名の方が改選になりまして、新しく5名の方に入っていただいております。新しく選任させていただいた委員の皆さん、それから留任していただいた皆さん、いずれにいたしましても快くご了解いただきましてまことにありがとうございます。これから、また2年間大変お世話になりますけれども、一つよろしくお願ひ申し上げます。

この環境審議会、環境全般を扱うということで、非常に、鳥取県にとって重要な審議会でございますし、それから、環境というのも非常に範囲が広くて、いろいろな分野にわたっての懸案課題についてご審議をいただくということでもあります。環境ということになりますと、今年は国際生物多様性年ということで、名古屋で10月には国際生物多様性の締約国会議COP10が開催されるということでございます。鳥取県でもそれに関連いたしまして、中海・宍道湖のラムサール条約、これが5周年の節目ということもあるものですから、生物多様性ということに関しまして、中海宍道湖を中心にいろいろな行事を展開していきたいと思っておりますし、それから、地球環境問題に対しまして、COP15の方が、成果というのはこれまで今一步の成果でございましたけれども、これから日本におきましても2020年までに25%の温室効果ガスを削減するというような高い目標を掲げて、民主党政権、これからいろんな動きが出てくるだろう、というふうに思っています。

鳥取県の方でも、そういった温室効果ガスの削減計画等、この審議会と一緒に相談しながら、いろんな温暖化対策についての計画等も練ってまいりたいというふうに考えておりますし、各方面にわたりまして、環境問題について皆さんのご意見を伺いながら取組んでまいりたい、というふうに考えております。非常に皆さんお忙しい方ばかりで、非常にこれからいろんな面でご迷惑をかけますし、お世話になりますけれども、今後一つよろしくお願ひを申し上げます。以上でございます。

事務局

ありがとうございました。続きまして、本日お配りしております、資料の確認をお願いいたします。本日お配りしました資料、封筒の方に入れてありますが、次第に書いてございますように、配布資料は、資料の1番から5番まででございます。不足等ございましたら事務局の方に申し出ていただきたいと思います。それから、本日の出席人数は委員定数30名の内、22名ということでお伺いしておりましたが、只今、まだ3名の委員の方が遅れておりますが、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例32条第2項に定める審議会の定足数である、半数以上満たしていることをご報告いたします。

それでは、議事に先立ちまして、本日は委員改選後、初めての審議会ですので、各委員の方々に簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。前期まで会長を務めていただきました、鶴崎先生の方から順にさせていただきます。今、マイクの方お持ちします。

鶴崎委員

鶴崎です。動物関係を専門にしております。この前、会長の任期が終わりまして、これでこの会は終わりだと思っていたんですけど、まだ継続で出ているので、どうぞよろしくお願ひいたします。

石川委員

鳥取環境大学の石川でございます。前期に引き続いてでございます。専門は環境経済学を専攻しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 檜谷委員 鳥取大学の檜谷でございます。前期に引き続きまして、この会議では温泉部会を担当いたしております。よろしくお願いします。
- 近藤委員 鳥取大学の近藤です。何年やっているか分からないんですけども、この会議では、確か廃棄物・リサイクル部会をやっております。よろしくお願いします。
- 田中委員 鳥取大学の医学部の田中です。専門は環境保健と分析化学です。温泉部会の方に所属しております。よろしくお願いします。
- 岡崎^博委員 有限会社赤崎清掃、岡崎博紀と申します。業者として廃棄物関連でいろいろお役に立てたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 一澤委員 一澤と申します。水生物植物専門と一応、陸上の植物一般が専門です。なかなか会議に出る余裕がないんですけども、よろしくお願いします。
- 岩崎委員 旅館ホテル生活衛生同業組合の岩崎でございます。温泉部会に何年か参加させていただいておりますが、娘が昨年結婚しまして連れ合いが環境の研究者でございますので、非常に話が若干でも出来るようになってうれしく思っております。ありがとうございます。
- 坂本委員 智頭町で製材所をさせていただいております、株式会社サカモトの坂本と申します。よろしくお願いします。
- 岡委員 鳥取大学農学部の岡と申します。専門は植物生理なんですけれども、この会では大気・水質部会に所属させていただいております、よろしくお願いします。
- 山本委員 はい。名簿ではNPOエコママとっとり代表の山本ルリコです。ドイツで生活したのを機にエコライフの話、環境教育について環境大学で学生をちょっとしたのがきっかけで、このような活動しております。よろしくお願いいたします。
- 柴垣委員 失礼します。今年度より鳥取県の猟友会長に就任しました、米子の柴垣と申します。この会が初めてなもんでよろしくお願いいたします。
- 林委員 初めまして。セレン環境教育事務所をしております、林桂子と申します。この度初めてこちらの環境審議会の方の委員になりました。私は、自然体験の活動をベースにしましたインストラクターをしております、森の案内人のガイドの仕事をしております。本来のフィールドは森の中なんですけども、こういった場はなかなか慣れておりませんが、今後ともよろしくお願いいたします。
- 橋本委員 鳥取県の理・美容学校の講師をしております橋本と言います。理美容学校に勤めるまでは県のくらしの安心推進課の方に勤めておまして、この委員の方、特に温泉部会の皆様には大変お世話になったのを覚えております。今回、私が温泉部会に入れていただくことになりました。どうかよろしくお願いいたします。
- 会見委員 鳥取県連合婦人会の会見と申します。引き続き、この審議員ということになりましたけれども、婦人会は、今、会員が3,000人ほど鳥取県におりまして、その末端のところまで環境問題を染み込ませていくにはどうしたらいいかと思って、いろいろ勉強させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 福田委員 こんにちは。NPO法人 日本野鳥の会鳥取県支部の福田と言います。私たちは野鳥の保護というのを切り口にして環境の問題に取り組んでおります。様々な問題が次々と起こってきて、こ

の委員会の様々な判断、これから先も期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 岸本委員 アーピーとつとりの岸本と申します。住んでいるのは関金町なんですけれども、主に、市民活動として、足元での温暖化防止活動などをやっております。岸本と申します、よろしくお願いいたします。
- 外池委員 失礼いたします。東部消費生活モニター協議会の外池でございます。私たちの会は環境問題に特に取り組んでおりますので、引き続き委員をさせていただいて、また委員皆さんと一緒に環境問題について勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 高島委員 財団法人鳥取県動物臨床医学研究所の所長、高島と申します。この財団とは別に、中部に今、倉吉動物医療センターと名前を変えましたけれども、旧山根動物病院というのと、あと、米子に米子動物医療センターという動物病院を2軒持っております。今、県の3分の2の野生動物の保護をさせていただいております。その兼ね合いもあって、分会長、今回で2回目、環境審議会の委員も何年かやらせていただいております。何かありましたら、また、よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 事務局 ありがとうございました。続きまして、各部会を担当します事務局より自己紹介をさせていただきます。
- 前田補佐 公園自然課の前田と申します。自然保護部会と鳥獣部会の方を担当させていただきます。よろしく申し上げます。
- 小林室長 失礼いたします。今年度の4月から環境立県推進課グリーンニューディール推進室長になりました小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森本課長 失礼します。廃棄物・リサイクル部会を担当します、循環型社会推進課長の森本です。よろしくお願いいたします。
- 三木次長 皆さん、こんにちは。生活環境部次長の三木でございます。よろしくお願いいたします。
- 松田局長 こんにちは。この4月から替わってまいりました、くらしの安心局の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 広田課長 失礼します。大気・水質部会を担当することになります、水・大気環境課長の広田と言います。よろしくお願いいたします。
- 山口課長 温泉部会を担当します、くらしの安心推進課の山口です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございました。続きまして、議題に入ります前に、今回、改選後最初でございますので、会長、副会長の選任をしたいと思います。会長、副会長は、条例第31条1項により委員の互選となっております。委員の方からどなたか、ご推薦いただきます方ありますでしょうか。ないようでしたら、事務局の方から提案をさせていただくことでよろしいでしょうか。恐縮ですが、会長の方を檜谷委員、副会長を石川委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 参加者一同 拍手
- 事務局 ありがとうございます。そうしましたら、会長を檜谷委員、副会長を石川委員にお願いいたします。恐縮ですが、檜谷会長、石川副会長、一言ご挨拶を申し上げます。

檜谷会長 皆さん、こんにちは。檜谷と申します。これから2年間、ご指名ですので会長を務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。それから、一言ということなので、後でご説明があるかと思えますけれども、私の2年間の任期の最大のミッションは、鳥取県の環境基本計画、来年度から5年間の計画を任期中に検討しなければいけないということがありますので、皆さん、ご協力よろしくお願いいたします。

石川委員 副会長を授かりました、石川でございます。微力ながら、会長を手助けして行きたいと思えます。できれば、出番がないことを願っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。それでは、今後の進行は、檜谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

檜谷会長 はい。それでは、議事に従いまして、進めさせていただきます。議事は今回、1件だけですが、各委員の所属部会の決定ということで、実際には会長が指名するということになっておりますが、あらかじめ事務局の方で案を作っておいていただきますので、その案を説明いたします。

事務局 はい。それでは、お手元の資料1をご覧ください。当審議会につきまして、簡単にご説明させていただきます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく、県の附属機関でございます。30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行うこととされております。任期としては2年間でございます。審議会の流れとしましては、知事からの諮問を受け、会長が審議会を参集し、議論をいただき、最終的には答申を県の方にいただくという流れです。一部の案件につきましては、部会専決ということでもありますけれども、基本的にはこういう流れで行なっております。

委員の専門分野につきましては、下の2というところにあります。今回、お集まりいただきました皆様は、それぞれの分野の専門家でございますので、現在の審議会、6つの部会を設けておりますなかで、それぞれの専門分野を最適とする部会の方を、こういう表で割り当てをさせていただいております。2ページ目、3ページ目につきましては、条例に基づく審議会の根拠ですとか、運営要領を載せております。今回提案させていただきます所属部会案につきましては、5ページをご覧ください。先程のそれぞれの専門分野に基づきます、所属部会案を載せております。このたび、新しく委員に参加いただきました林委員様、橋本委員様、朝山委員様、柴垣委員様、熊谷委員様には、それぞれお持ちの専門であります、鳥獣部会、温泉部会、それから、企画政策部会、鳥獣部会が3名になりますけれども、そういうふうに割り当てをさせていただいております。

また、前回の審議会で現在諮問しております、廃棄物処理計画の検討に、岡崎博紀委員に廃棄物・リサイクル部会に加わっていただいておりますので、今期からはそのまま廃棄物・リサイクル部会の所属というふうをお願いしたいと思います。部会所属につきましては、以上の通りです。

檜谷会長 はい。ありがとうございました。それでは、5ページの案につきまして、よろしいでしょうか。特に、新規の役員の方、よろしいでしょうか。それでは、ご意見ないようなので、このメンバー通りにさせていただきます。それでは、引き続きまして、部会の部会長について説明、案をお願いします。

事務局 はい。同じく資料1の5ページをご覧ください。所属部会のところに、をつけております。これは前期までの各部会の部会長をしていただいた委員の方のところにつけております。今回の改選におきまして、前期の各部会長におかれましては、引き続き留任していただいております。また、廃棄物・リサイクル部会、企画政策部会につきましては、継続審議中の案件がございますので、事務局の方からは各部会長とも留任していただくことを提案させていただきます。

檜谷会長 はい。留任ということで、今日、ご欠席の増田委員、岡崎_誠委員、日置委員につきましては、い

かがでしょうか。ご確認は。

事務局

はい。本日、欠席されました3名の委員からは、そのまま部会長を引き受けていただくことを一応、ご了承はいただいております。

檜谷会長

はい。分かりました。あと、私と近藤委員と高島委員ですね。はい。じゃ、この名簿通りにさせていただきます。それでは、議事は終了いたしまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項は4件ございますが、一緒にご説明いただいて、後から一括でご質問受けたいと思います、よろしくをお願いします。

平木主幹

それでは、資料の2をご説明します。前期までの諮問、答申状況でございます。任期2年間のうち、環境審議会に諮問された事項は7件ございました。そのうち、全体の審議会で諮ったものが4件、それから部会のみで審議したものが3件でございます。全体決議を行ったものでは、第5期の中海湖沼水質保全計画(案)、騒音に係る環境基準の地域指定並びに騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直しについて、それと、現在、審議いただいておりますのが、鳥取県地球温暖化対策計画について、鳥取県廃棄物処理計画について、でございます。部会専決をしましたのは、温泉部会が2件、温泉動力装置許可申請について、2件ございました。また、鳥獣部会では、ニホンジカの保護管理計画の策定について、が2件ございました。その下に審議会の開催状況を載せております。全体会としては4回、そのあと、各部会等開催したものがございます。

裏面を見ていただきますと、今期の審議案件ということで、一応見込みということで載せております。継続案件が2件ございますので、これについては引き続き、各部会の方での検討をお願いしたいと思っております。また、予定案件としまして、先程、檜谷会長が言われました、鳥取県環境基本計画の改定について、鳥取県環境影響評価条例等の改正について、温泉掘削動力装置設置に係る許可申請、レッドデータブックの改定について、鳥獣保護区の見直しと特定鳥獣管理計画の変更について、が予定されております。今期につきましては、各部会とも1度以上の開催を予定しております。資料2につきましては以上です。

続いて、資料3の方のご説明させていただきます。資料3は、平成22年度鳥取県環境白書(施策編)の発行について、でございます。鳥取県環境白書は、先程の環境の保全及び創造に関する基本条例に基づきまして、県が行ないます、環境に関する施策等を公表するものでございます。年度当初に、これから行ないます事業等につきまして施策編をまとめ、それから前年度の結果等のまとめりました段階で、実績編というものを12月頃に発行しております。今回は22年度の施策編ということで、先般、取りまとめを行なっております。環境白書の中身につきましては、お手元の方にちょっと厚めの冊子の方をお配りしております。なお、この現環境白書につきましては、書籍という形ではなく、現在、ホームページ上で公開をする形を取っております。また、各市町村、あるいは図書館等でも入手出来やすいように、アドレス等書いたチラシ等を配布しております。資料3につきましては以上です。

小林室長

続きまして、資料4の1を説明させていただきます。地球温暖化対策基本法案でございます。既に新聞紙上等でご承知のことと思いますが、先日の第174回通常国会におきまして、この法案は審議されておりましたが、衆議院は可決したものの、参議院では審議未了ということになりまして、現在では廃案という状態でございます。ただ、新聞報道等によりますと、環境大臣の方は法案を変えることなく、参院選後の国会に再提出して、成立を期したいというコメントがございましたので、その概要につきまして説明をさせていただきます。まず、法律の必要性でございますけれども、当時の鳩山総理が国連演説の場において、1990年比で、2020年までに温室効果ガスを25%削減する、というようなことを発言されましたので、そのための中・長期的な排出削減目標を設定して、そのためにはあらゆる政策を動員していく必要があるということで、この法案の中に書かれているものでございます。

法案の概要でございます。基本原則でございますが、そこに書かれている通りでございますが、内容としましては、新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しながら

ら、温室効果ガスの排出削減が出来る社会を作っていこうということで、経済を停滞させずに、なおかつ温室効果ガス等も減らしていこう、というようなことでございます。それから、その温室効果ガスの排出量の削減に関する中・長期的な目標でございますが、まず、平成 32 年、2020 年までに、平成 2 年、1990 年比で 25%削減すると。ただし、これにつきましては条件がついておりまして、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築や意欲的な目標の合意を設定するという条件が付いております。COP15 のコペンハーゲン合意に基づきまして、日本政府としては、この 25%削減というのを計画で出しておりますが、この条件を付けた上で提出しております。

それから、平成 62 年、2050 年までに、同じく同比(=平成 2 年、1990 年)80%削減という長期的な目標をこの法案の中に設定しております。それから、再生可能エネルギーの供給に関する中期的な目標でございますが、平成 32 年、2020 年までに、一次エネルギー供給量の占める割合を 10%にすると。ちなみに 2007 年度の実績で申しますと 6%程度が、一次エネルギーが占める供給の割合でございます。それから、地球温暖化対策の基本となる事項でございますが、まず、国の方が基本計画を策定すると、それから、そのための基本的な施策として、この度は特に重要なものを掲げておりますが、3点程掲げております。まず、国内排出量取引制度の創設ということで、温室効果ガスの排出事業者につきまして、一定期間の内にどのくらい削減しましょう、という限度目標を設定します。その目標の設定とともに、その排出量の取引を他の事業者と出来るような仕組みを作ろうというものでございます。これにつきましては、法施行後 1 年以内を目標に成案を得るという目標でございます。

それから、地球温暖化対策のための税を平成 23 年度からの実施に向けて検討すると。いわゆる地球温暖化対策税と言われているものでございます。それから、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設ということでございます。現在につきましては、太陽光発電につきましては、余剰電力につきまして、家庭と事業者と単価を変えて、電力会社が買取っているというものでございますが、全量固定価格買取制度では太陽光発電に限らず他の再生可能エネルギーにつきましても、そういった固定の買取制度を設けようというものでございます。

この法案の施行日でございますけれども、基本的には公布の日から施行するということになっております。次、1点誤りがございます。ただし書きの次に(3)と書いてありますが(2)の誤りでございますので、申し訳ございませんが訂正をお願いします。1990 年比で 25%削減というものにつきましては、別に、政令で定める日を施行日とするというものでございます。それは何故かと申しますと、先程、説明しましたが、条件がついているということを説明しましたが、そのすべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築や意欲的な目標の合意をしたと認められる日以降の日、を設定するというので、そういった施行日がちょっと変わってきておるものでございます。下に掲げている表につきましては、25%削減、80%削減に関するものでございます。資料 4 の 1 は以上でございます。

平木主幹

それでは、続けて、資料 4 の 2 のご説明をさせていただきます。環境影響評価法の一部改正でございます。環境影響評価法と申しますのは、大規模かつ国が一定の関与を行う事業、高速道路ですとか、ダム、飛行場等でございますけれども、こういった事業の実施の前に環境への影響を調査・予測評価することで、より環境に配慮をした事業の実施を確保するという目的であります。この法律につきましても、平成 11 年の施行以来 10 年が経過しておりまして、その間の社会状況の変化等、こういったものが、あるいは法の施行に通じた課題等が明らかになりましたので、対象事業の範囲を拡大だとか、事業計画段階での環境保全措置、こういったものが国の方で検討されておりました。中央環境審議会での検討を基に、法律の改正につきまして閣議決定され、先の通常国会に提出されておりましたが、地球温暖化対策基本法と同じく、最終的に法律が成立するまでには至りませんでした。

ただ、こちらの方につきましては、継続審議という形になりましたので、次期国会で成立する見込みでございます。主な内容としましては、従来、国の肝要の事業が限定されておりましたが、特に、補助金事業が順次交付金化されているということ踏まえて、交付金事業も対象に追加となります。また、この中には風力発電施設が新たに対象事業に加わるようになっております。また、事業の立案段階における環境影響評価の実施ということで、従来は、事業がある程度

成熟した段階で、事業実施の前の段階での環境影響評価でございましたけれども、立案段階での評価というものが加わっております。また、方法書段階での住民説明の義務化ですとか、環境大臣の技術的助言、あるいはインターネット等での講評など、こういった改正が予定をされております。

本県におきましては、環境影響評価条例というものを設けておりまして、いわゆる法対象未満の規模、こういったものを対象にしております。ですが、体系としましては、法をベースにしておりますので法改正に併せて順次、条例、規則等の改正を予定しております。今後の法改正の状況を注視しながら、また改めて当審議会のご意見を伺う予定としております。資料4の2につきましては、以上でございます。

小林室長

続きまして、資料4の3を説明させていただきます。鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定について、でございます。このセンターでございますけれども、いわゆる温対法(=地球温暖化対策の推進に関する法律)と言われる法律の中に規定がございます。このセンターが行うものは、地球温暖化対策のための普及啓発とか、人材育成等でございます。都道府県又は特例市以上の市におきまして、知事・市長の指定によってそれぞれ1つだけ指定することが出来るというものでございます。指定の対象につきましては、一般の社団法人、一般財団法人、またはNPO法人でございます。昨年度までこのセンターにつきましては、鳥取県では指定しておりませんでした。ちなみに他の46都道府県におきましては、すでに指定済みの状態でございます。

この指定に向けた取組と経緯の現状でございますけれども、鳥取県で指定しなかったという主な原因といたしましては、こういったセンターに課せられた業務を県下全域において、実施出来るような団体がございませんでした。そのためにセンターを指定することが出来ませんでしたけれども、平成19年度の県議会の決算審査特別委員会において、人材育成等も含めて、このセンターの指定についても検討するように、という指摘を受けまして、昨年度、このセンターの指定に関する検討会を設けました。その検討会の中で、検討されたメンバーの方がやっぱりセンターというのは必要である、ということで一致されまして、その検討された委員の方々を中心として、新たにこのセンターを担うべき団体を設立しようということになりまして、今年の5月21日届け出で、新たなNPO法人が設立されたところでございます。

その法人が、NPO法人ECOフューチャーとつとりであります。このECOフューチャーとつとりの方から今年の6月7日付で県の方にこのセンターの指定に関する申請書があがってまいりまして、6月18日に知事決裁を得たところでございます。明日が、知事の方からこのセンターの法人の代表者の方々がこられまして、直接知事から指定者の交付を行なう予定でございます。

このECOフューチャーとつとりの法人の概要でございますけれども、事務所の方は岡崎環境大学副学長さんの研究室の方に置く予定になっております。設立当初の役員につきましては、理事6名、幹事1名でございます。その内訳は、2ページ目に掲げているところでございます。2ページをご覧くださいと理事長といたしましては、岡崎副学長様、以下、環境大学の関係者の方、それから、ここにおられます山本様、岸本様を初めとした方々でございます。ちなみに、ここに挙がっている社員につきましては、NPO法人の認証申請時のものでございまして、社員はこれから正式な募集ということでございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、この法人の目的でございますが、地球温暖化防止に向けまして、様々な活動主体と連携しながら、その活動主体が自主的に展開していくように寄与するというものが目的でございます。そのための事業費といたしまして、具体的には5つ予定されるところでございまして、地球温暖化の現状でございますとか、その対策の重要性等につきまして啓発・広報活動をされていく、それから、地球温暖化防止活動推進員等の育成にも関与される予定でございます。県としての今後の予定でございますけれども、こちらのセンターの方に県としての事業を委託したいというふうに考えているところでございます。

それは大きく分けて2種類ございまして、1つ目が、県の地球温暖化防止活動推進員は現在ございませんので、この推進員を委嘱するために、このセンターの方の研修等を受けた方々を推進員として委嘱するというようなことを考えておりまして、そのための研修事業等を委託する予定でございます。それから、地域での地球温暖化防止につながる学習の場の提供等の普及啓

発のための事業等もやっていく予定にしておるところでございます。3ページにつきましては、このセンターの根拠規定、それから、推進の根拠規定を出しているところでございます。以上でございます。

広田課長

続きまして、資料5の説明をさせていただきたいと思います。こちらは、先だって4月(=4月23日開催)に開催されました、第1回環境審議会での質問に対する回答を、保留していたものですから、2点ご報告をさせていただきたいと思います。まず、第1点目ですが、その下の方にちょっと付けておりますが、前回配布資料から抜粋ということで、県内の光化学オキシダントの濃度の実態調査についてご報告をさせていただいた際に、智頭ですとか、そういった山間部での光化学オキシダントが高濃度になった理由を教えてください、ということのご質問があったところです。それで、実際にその資料を新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、その下側の方の地点で行きますと、智頭の方とか、中山の方も114(ppb=10億分の1を表す比の概念)、日野も94(ppb)とか、最高濃度で市街地より高い濃度もあったところがございます。こういったデータについてのご質問でございました。

私どもの方でちょっと検討をさせていただいたんですが、上側のちょっと小さいんですが、図を見ていただくと、6月の9日~10日の時間変化でございますが、6月10日に夕方ごろ、90(ppb)ぐらいに、智頭ですね、このオレンジがボンと、17時、18時ごろですか、ピークをしておるようなこういった状態をデータで拾ってきたということでございます。ご質問いただいた時には、地形ですとか、逆転層ですね、そういった影響なのかというお話でしたが、時期的に考えても、そういった逆転層、冬場辺りに起こりやすいんですが、時期的にもそういった状況ではないだろうと。そういった原因ではなくて、県外ですとか、あるいは、黄砂とかでもよく問題になりますが、東アジアとか、広域的に考えた場合ですね、他地域から移流の影響を受けての濃度上昇ではなからうかということの結論に達しました。

ちなみに、このお示しました表の赤い点か、ちょっと薄いような点がずっと平行的に60ppb程度、走っておるのが、若桜でございます。それで、若桜とかについても、やっぱり山間部でございますが、夜になってもほとんど下がらないということになれば、ほとんど同じような濃度の空気がずっと移動して、その濃度をずっと拾っておるというような格好になりますので、市街地のような、ある程度、対流している時には分解はするけど、そういった山間部とかでは、ずっと同じような濃度が動いているというような結果になっておったということになりましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

もう1点でございますが、裏面です。装置が故障したために、倉吉測定局の測定結果が、長期評価ができませんでしたということの報告をさせていただいたところですが、短期的評価などをした場合には、如何かということで、そちらの方に環境基準があるんですが、短期的評価としましては1日平均が0.1(mg/m³)以下かつ1時間値が0.2(mg/m³)以下という環境基準があるんですが、倉吉保健所の場合に有効測定日が91日ございまして、それらの日平均なり、1時間最大値では、そちらの方に小さく記載させていただいておりますが、日平均値が0.038(mg/m³)、1時間値の最大値が0.088(mg/m³)ということで、短期的評価の中では基準を適合しておったということをご報告させていただきたいと思います。以上です。

檜谷会長

はい。どうもありがとうございました。それでは、資料2から5の中で、不明な点とかご質問がありましたらよろしく願います。どなたからでも結構ですので、どうでしょうか。先ほどお願いしておりましたのが、資料2の裏側の環境基本計画の改定ということでございます。たぶん、現在、今の計画は平成19年に作られていまして、その評価を行っている最中だと思いますけども、この1年で評価を見ていただいて、次の計画に反映させるということになってると思うんで、あと、来年の2月に、たぶん審議会が開催されると思いますけども、それまでにいろいろと資料を見ていただいて、ご意見をまとめておいていただけるといいと思いますので、よろしく願います。

田中委員

ちょっと、いいですか。

檜谷会長 はい。

田中委員 資料5のところなんですけども、先ほど説明があったんですが、要するに、日照時間によっては、日照日が多い、紫外線が多い、昼間には光化学オキシダントがかなり観測されているということで、だいたい県内の大部分の所はそういう形になっているんですが、若桜についてこれずっとなっていますよね。それは先ほど、外から移ってきたんじゃないかということなんですけども、それ以上、何か分かることがありましたら教えていただきたいんですけど。

広田課長 それ以上は分からなかったんですが。

田中委員 何か非常に特徴的だからどうしてだろうと思ったもので。はい、分かりました。すみません、どうも、失礼します。

広田課長 また、分かりましたらご報告させていただきたいと思います。

檜谷会長 他にございませんでしょうか。一応15時までの予定ですので、まだ15分ぐらいあると思いますので、お気づきの点があればよろしくお願ひします。多分今回は事前に資料を配布していないので、今、読んでもらっている最中だと思いますので、もうちょっとじっくり読んでもらって結構です、お願ひします。どうぞ。

坂本委員 すみません。智頭に住んでいるものですからオキシダントのことで、まだずっと測定は続けられるのでしょうか。

広田課長 今年度まで一応、前回もちょっとご説明はしたんですが、平成20、21、22と3年間そういう山間部でも測定をしてみても今は、そちらの図でいきますと、米子、倉吉、鳥取の方で、ずっと継続的に調査をしているんですが、そちらの方の値とかなり乖離するだとか、そういったことの状況になれば、そちらの方での、測定箇所の設置等についても検討していきたいと思います。今年度まで一応3ヶ年データは取ってみて、それで判断しようという具合に思っているところです。

坂本委員 そんなに健康には害はないんですか。

広田課長 今のところ、一応80ppb、80ぐらいを超えると、やっぱりちょっと注意をしてくださいよということにしておりますし、注意報の発令は120(ppb)ぐらいになると、外での活動をさけてくださいよというような、そういった注意勧告等をしていきますので、一時ぐっと高い状況があったとしても、すぐさま、それで健康被害というわけではないので。ただ、80(ppb)代を超えると、ちょっと私どもも出て、データの挙動をみて、そういった注意報の発令等に向けて、準備をするという格好にはしております。

坂本委員 また、今後もよろしくお願ひします。

広田課長 はい、やります。

檜谷会長 遅れておられた朝山委員さんがこられましたので、ちょっとご挨拶、自己紹介お願ひいたします。

朝山委員 すみません、遅くなって失礼いたしました。イルカカレッジの朝山と申します。

檜谷会長 ありがとうございます。じゃあ、引き続き何かご質問とかありましたら、お願ひします。

近藤委員 質問ではないんですけど、資料4-3ですが、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指

名について、この位置付けがまいちよく分かっていないので、もう1回大変ですけど、教えていただけないですか、センターの位置付けについて、何故置かなきゃいけないとか。

小林室長

はい。まずこのセンターでございますけども、法的には、都道府県等が指定できるということになっておりまして、それで、センターの課せられている業務は、地球温暖化対策のための普及啓発ですとか、人材育成ということになるんですけど、鳥取県でいけば、例えば、温室効果ガスの排出量につきましては、事業所関係では、経済活動の停滞という意味もあって、減っているということもあるかもしれませんが、地域の家庭におきましては、逆に増えているという状態もあります。それで、こういった家庭における温室効果ガスの削減を取り組もうと思えば、県だけではなくて、こういった民間ベースのセンターと一緒にしまして、センターの民間の強みであるチームワークとか、フットワークとか、そういったものを活用して、県が、隅々まで地球温暖化対策が徹底されるような必要があるというふうに考えまして、このセンターを指定というのは、やっぱり必要だというふうに考えて、指定しているところでございます。

近藤委員

法律が何かで決まっているわけじゃない？

小林室長

法律では指定することができるという、できる規定でございますので、必ず置かないといけないというものではございません。ただ、他の県を参考という意味でもございませぬけども、他の都道府県におきまして、全て設置されて、行政的な取り組みだけでなく、こういったセンターの民間的な活動によって、地球温暖化対策を進めているところでございますので、逆に鳥取において指定しないという理由もないかと思えます。すみません。

檜谷会長

他にご意見、どうぞ。

一澤委員

資料3の鳥取県環境白書についてなんですけれども、こちら、ホームページに掲載して、ダウンロードが可能ということなんですけれども、例えば図書館ですとか、インターネットの端末がけしてたくさんあるわけではなくて、結構皆さん順番待ちも多いと思うんですけれども、例えば、図書館と市町村の窓口ぐらいにはプリントしたものを1冊ずつでも、2冊ずつでも何冊かでも置いておいたら、手に取ろうという人も増えるんじゃないかなと思いました。興味のある方は、わざわざ調べると思いますが、そこにあったから手に取ってみたいという方も、たくさんおられると思うんですね。それで、本に印刷したものを出版されないということなんですけれども、いわゆる各窓口や図書館ぐらいには手に取れるような状態で置いておいたら良いのではないかなと思いました。

檜谷会長

はい、いかがでしょうか。

平木主幹

環境白書につきましては、おっしゃられたように、いろいろな方が、いろいろなところで見られるというのが非常に大事だと思います。ただ、白書の中身がこれまではデータが揃ってからの発行ということで、1年以上遅れて出しておりましたので、できるだけ早く、例えば今年度にやる事業は早い時期に。それから、データが纏まり次第出すということで、今、年に2回というふうにしております。

また、いろんなデータを随時、かなりボリュームが増えてきましたので、紙ベースよりは、あるいはそういう資料をずっとこれまで見ておられた方にとっても、そういうデータベース等の方が、便利が良いということもあって、今の形にしております。それで、おっしゃるように、いろんな方の目に触れるということでは、紙媒体の良さもありますので、そこについてはまた検討させていただきたいと思えます。

檜谷会長

今、紙ベースはないんですか。

平木主幹

はい、基本的には、白書の紙ベースはございません。

檜谷会長 そうなんです。これ、ついではすけども、ホームページは何年からずっと公開されているんでしょうか。

平木主幹 紙ベースでなくなった平成17年辺りから確かそうしております。

檜谷会長 それまでは、ホームページに公開するという予定はないんでしょうか。

平木主幹 過去のものについてですか。

檜谷会長 過去です、はい。

平木主幹 今のところはございませんけども、当然、私どもの方に資料というか、データ全部揃っておりますので、そういったご希望があればいろいろと考えていきたいと思っております。

檜谷会長 では、ぜひ、お願いしたいと思います。過去に遡って。

朝山委員 先ほどの環境白書についてなんですけども、私ども電気自動車の関係で全国を回っているんですけども、京都府など有償で環境白書を販売しておられて、いろんなこの白書を通して、今後の計画をいろいろな方が立てられますし、県の取り組みに、企業がどのようにリンクしていけるかとか、それから他府県の企業の方とかでも、支援体制が取れるかどうかというような観点から、この環境白書というのは、結構いろいろな方が見ておられるようなんです。鳥取県の方が印刷していないというのを、ちょっと先ほどお聞きしたので、これは有償になっても、京都府の場合では、確か1,000円か、1,200ぐらいだと思うんですけども、有償になっても発行すればそれなりに買う人がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、また、そういう部分でも、ご検討になってみてはいかがでしょうか。

平木主幹 参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

檜谷会長 はい、その他、そろそろ時間になってきましたけども、はい、じゃあ最後にさせていただきます。

福田委員 資料2の方で、今後の審議予定というところで、鳥取県環境影響評価条例等の改正についてというのがあります。それから、これに関連したものだと思うんですが、資料4-2の中に環境影響評価法の一部改正というのがあります。一部改正というのは結果として継続審議になっているのは承知しているんですが、ちょっとこれ、お尋ねしたいんですけど、この新しい環境影響保護法というのは、俗に戦略的アセスといわれる、ものなんですけれども、今、岩美町では風車の計画があります。ちょっとこれ、去年の5月に当時32基だったものが19基に数を減らして、補助金を頂戴と申請したんですけども、12月の段階で不採択になりました。それで、不採択になったということで岩美町は、あの計画に対する同意書というのは、もう結局意味がないから、同意書を返してちょうだいということで、岩美町は事業者から同意書を返してもらっています。

ですから、形の上ではあれは全く元に戻った、白紙に戻ったというふうに私は理解しているんですが、事業者はさらに新しく計画を練りなおして再度提案していきたいと言っているようなんですよ。もちろん、若干規模は縮小するということなんです。そこで、確認したいんですが、ここで環境影響評価法が、現在審議されているらしい、今のところ、らしいんですけども、将来、これ改正されてくるんですが、今、岩美が当初の計画がチャラになってしまって、新しいものを、これも例の固定価格で買取るとか、補助金がなくなるとか、その辺の国の目標を見極めた時に提案していきたいというふうに言っているらしいんですけども、こういう計画というのは、新しい評価が出たあとに、そういうことを提案された場合は、どうなるんでしょうか、方法書から全て最初から出すというふうな形になってくるんでしょうか？それとも、従来の流れの中でズルズ

ルっと引きずられてくるんでしょうか、その辺ちょっと。この場でのお尋ねする内容にちょっとそぐわない部分もあるかもしれませんが、ちょっとその辺りが分かればお願いします。

平木主幹

現在、ある程度の手続きの途中のものが、法改正等をされた場合に対象にかかってくるのかどうかということだと思います。法律の改正でございますので、ちょっと私も詳しくは、そこはよく分らない部分もあるんですが、基本的には、環境影響評価法の改正の場合には、一部経過措置というものが設けられると思います。実際には法施行後、1年ないし2年という期間を設けて、それからの完全施行になります。と言いますが、環境影響評価の手続きは、方法書、いわゆるどういふ方法で調査をするかというものを公表したあとに、現地調査というのにかかりますが、それが、1年から2年かかります。それが終わっていわゆる評価書、準備書と言いますが、評価書というものが出来てまいります。その間に法律が変わったりする場合もございますので、適宜それぞれの段階での次の手続に入る、次の手続から対象にするよというような経過措置が設けられております。

法律が施行された平成11年の施行時もそういう手続がございました。ですので、例えば方法書段階が公表されているものであれば、次の法律というところの準備書という手続からの対象にする場合もございます。すでに事業が着手しているものは、当然、これは対象にはならないですけれども、そういった経過措置が取られることがございます。ただ、今回の岩美町の事例がどの段階で対象になるかというのは、私の方からははっきり申し上げることはできません。すいません、以上です。

福田委員

方法書はすでに出されていて、それに基づいて調査をやったと、やるというふうなことなんですけれども、全く方法書と無関係の調査をしているんですね。そういうデータがいっぱいあるんで、申請したんだけど、不採択になったという理由もその辺にあるらしいんで、今回当初の計画は白紙に戻ってしまって、さらに次の計画を出した場合というのは、当初の計画のための方法書であって、次の計画のための方法書ではないんですね。そのあたりをきっちりと捉えておかないと、なんかみそくそいっしょに、言葉はちょっと悪いんですけども、そんな感じになってしまいそうなんで、ちょっと質問したわけです。

檜谷会長

よろしいでしょうか。それでは、4番の報告事項の資料や審議会全般につきましてご質問がある場合は、次第の下の方に問い合わせ先というのがありますので、今後はそちらの方に問い合わせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、5のその他、事務局の方から何かありますか。

事務局

はい。本日、各所属部会を決定いたしましたわけですが、本日この後、温泉部会と廃棄物・リサイクル部会の委員の方におかれましては、引き続き、部会を開催したいと思いますので、この後、2階の砂丘の間、久松の間が、砂丘の間が温泉部会、久松の間が廃棄物・リサイクル部会で、開催したいと思いますので移動をお願いしたいと思います。以上です。

檜谷会長

分かりました。では、温泉部会と廃棄物・リサイクル会の方は、別室で少しご協力お願いします。それから、その他としてなにか意見はありますか。では、ございませんので、以上をもちまして今年度第2回の審議会を終了させていただきます。お忙しい中、審議会に出席頂きましてありがとうございました。